

京都市告示第 2 4 6 号

京都市御池老人デイサービスセンターの指定管理者である社会福祉法人京都市社会福祉協議会から、京都市老人デイサービスセンター条例第4条第4項の規定に基づき、京都市御池老人デイサービスセンターの臨時休所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和8年7月17日

京都市長 松 井 孝 治

京都市御池老人デイサービスセンターのデイサービス事業について、令和8年7月24日（金）を臨時休所とします。ただし、デイサービス事業を除く配食サービス事業等、他の業務については通常どおり行います。

（理由）

祇園祭後祭開催により、施設周辺道路が午前中通行禁止となるため

（保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課）